

あんじょうしたぶんかきょうせいぶらんさくていしんぎかいいいんぼしゅうようりょう 安城市多文化共生プラン策定審議会委員募集要領

1 趣旨

あんじょうしたぶんかきょうせいぶらんすいしんし たぶんかきょうせい かん とりくみ
安城市多文化共生プランの推進や市の多文化共生に関する取組などについて、
はばひろ しみん いけん はんえい あんじょうしたぶんかきょうせいぶらんさくていしんぎかい いいん
幅広く市民の意見を反映するため、安城市多文化共生プラン策定審議会の委員の
いちぶ こうぼ
一部を公募します。

2 応募資格

- (1) 市内在住・在勤・在学・市内で活動する人のうち、18歳以上（令和5年7月1日時点）の人で、外国籍又は外国にルーツのある方若しくは多文化共生に興味のある方（外国籍の方は日本語で意見を述べるができること）
- (2) 応募時点で本市の審議会等の委員を3つ以上兼務していない（ただし、令和5年6月30日以前に解任されるものは除く）
- (3) 平日の昼間に開催する会議に出席できる人

3 募集人数

にんていど
3人程度

4 任期

れいわ ねん がつ にち れいわ ねん がつ にち
令和5年7月1日から令和7年3月31日まで

5 審議会開催回数

れいわ ねんど かい れいわ ねんど かい いていど よてい
令和5年度に2回、令和6年度に4回程度を予定

6 報酬

かい えん
1回につき7,500円

7 応募期間

れいわ ねん がつ にち げつ がつ にち きん
令和5年5月1日（月）から5月26日（金）まで

8 応募方法

ひつようじこう きにゆう しょうてい おうぼうし ていしゆつ おうぼうし
必要事項を記入した所定の応募用紙を提出してください（応募用紙は
しみんきょうどうか はいふ しこうしきうえぶさいと だうんろーどか また
市民協働課で配布。市公式ウェブサイトからダウンロード可）。又は、あいち
でんしんせい とどけでしすてむ ひつようじこう にゅうりよく
電子申請・届出システムに必要事項を入力してください。

9 提出先

(1) 持参の場合

しみんきょうどうか ほんちやうしや かい まどぐち
市民協働課（本庁舎3階 窓口No. 33）

どにちしゆくじつ のぞ ごぜん じ ふん ごご じ ふん うけつけ
（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付）

(2) 郵送の場合

〒446-8501 ^{あんじょうしきくらまち} 安城市桜町 ^{ばんごう} 18番23号
^{あんじょうしやくしよしみんきょうどうか} 安城市役所市民協働課 ^{さいしゅうびひつちやく} あて（最終日必着）

(3) FAXの場合

0566-72-3741（^{さいしゅうびごごじふん}最終日午後5時15分まで受付）

(4) Eメールの場合

kyodo@city.anjo.lg.jp（^{さいしゅうびごごじふん}最終日午後5時15分まで受付）

(5) ^{でんししんせい}電子申請・^{とどけでしすてむ}届出システムの場合

^{うきこーどさき}右記QRコード先から^{ひつようじこうにゅうりよく}必要事項を入力

（^{さいしゅうびごごじふん}最終日午後5時15分まで受付）



10 ^{せんこうほうほう} 選考方法

(1) ^{しよるいしんさ} 書類審査

^{しよるいしんさ}書類審査の結果は、^{けっか}応募締切日より^{おうぼしめきりび}2週間以内を目安に^{しゅうかんいなしめやす}文書で^{ぶんしよゆうそう}郵送します。

(2) ^{めんせつ}面接（^{めんせつひおよび}面接日及び^{けっか}結果は、^{ごじつほんにん}後日、本人あてに^{つうち}通知します。）

^{めんせつ}面接は、^{れいわねん}令和5年6月19日（^{がつ}月）に^{にちげつ}行う予定です。

^{めんせつ}面接の^{しんさけっか}審査結果は、^{めんせつひ}面接日より^{しゅうかんいなしめやす}2週間以内を目安に^{ぶんしよゆうそう}文書で^{ゆうそう}郵送します。

11 ^た その他

(1) ^{こんかい}今回の^{さくていしんぎかい}策定審議会では、^{れいわねんど}令和7年度から^{れいわねんど}令和12年度までの^{たぶんかきょうせい}多文化共生^{ぷらん}プランについて^{しんぎ}ご審議^{よてい}いただく予定です。

(2) ^{げんこう}現行の^{だい}第2次^{じあんじょうしたぶんかきょうせい}安城市多文化共生^{ぷらん}プランは、^{しみんきょうどうかえつらん}市民協働課で^{えつらん}閲覧することができます。また、^{しこうしきうえぶ}市の公式ウェブサイトにも^{さいと}掲載^{けいさい}しています。

(3) ^{おうぼ}応募^{しよるい}いただいた^{へんきやく}書類は、^{へんきやく}返却^{しんさ}しません。

(4) ^{おうぼ}応募^{ようひよう}に要する^{すべ}費用は、^{おうぼしやふたん}全て^{おうぼしやふたん}応募者負担^{おうぼしやふたん}となります。

(5) ^{いいん}委員^{かた}となった^{しめい}方^{こうひよう}については、^{しめい}氏名^{こうひよう}を公表^{しめい}させていただきます。

12 ^{といあわ} 問合せ先

^{あんじょうししみんきょうどうかちいきしんこうかかり}安城市市民協働課地域振興係 ^{でんわ} 電話0566-71-2218（^{ちよくつう}直通）